

第3期身延町子ども・子育て支援事業計画(案) に関する意見募集の結果について

- 本件に関する意見募集は終了しました。
- 令和7年1月7日(火)から令和7年1月24日(金)の期間、ご意見を募集した結果は次のとおりです。

実施したパブリックコメントの内容は下記のとおりです。

■趣旨

身延町では、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、子育てに取り組む家庭へのさまざまな支援策を充実していくため、子ども・子育て支援法に基づき平成28年度に第1期、令和2年度からは第2期身延町子ども・子育て支援事業計画を実施し、様々な子育て支援策を推進してきました。令和7年3月に計画期間が終了することに伴い、引き続き子育て支援を計画的に推進するため、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期身延町子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

策定にあたっては、令和5年度に子育て家庭の皆様へのアンケート調査を実施しました。その結果を踏まえ、本町において保育・教育に関わる委員からなる「身延町子ども・子育て会議」を開催し、計画案を検討してまいりました。この度、本計画の素案がまとまりましたので、広く町民の皆様のご意見やご要望を計画に反映すべく、パブリックコメント（住民意見）を募集いたします。

■身延町第3期子ども・子育て支援事業計画素案及び意見様式

- ・身延町第3期子ども・子育て支援事業計画書（案）
- ・身延町第3期子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見書

■意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方。
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体
- ・その他意見手続きに係る事案に利害関係を有する方

■意見募集期間

令和7年1月7日(火)～令和7年1月24日(金)

■意見の提出方法

計画の名称、ご意見、住所、氏名を明記し、直接担当課窓口（子育て支援課）、両支所、出張所にご持参いただくか、郵便（〒409-3304 身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内子育て支援課）、又は E メール（hoiku@town.minobu.lg.jp）で身延町役場子育て支援課へ提出してください。なお、住所、氏名の記載がないものは取扱いしません。

■記載要領

- 1 「住所」、「氏名（ふりがな）」欄は必ずご記入ください。また整理の都合上、「年齢」、「性別」欄の記入にもご協力をお願いします。なお、住所、氏名などの個人情報公表することはありません。
- 2 「題名」欄は、何についてのご意見かをご記入ください。（記入例：「〇〇〇の推進について」）
- 3 「意見・提言の内容」欄は、できるだけ具体的にご記入ください。意見・提言の主旨が不明なものや、本計画に関する意見でないものについては、意見として取り扱うことが難しい場合があります。また、類似するご意見等は、まとめて公表することがあります。

■公表の方法・閲覧場所（時間）

- ・町ホームページ
- ・子育て支援課 身延支所 下部支所 久那土出張所 古関出張所
平日 8:30~17:15

■意見への対応

寄せられたご意見に対する町の考え方は後日町ホームページで公表します。

（ご意見に対して個別に回答は行いません。）

また、以下に該当するご意見については町の考え方の公表は行いません。

- ・個人又は法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・意見聴取の対象者でない方からのもの
- ・住所、氏名を明記してないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの

■お問い合わせ

身延町役場 子育て支援課 子育て支援担当

住所 〒409-3304 南巨摩郡身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内

電話番号 0556-20-4580 E-mail / hoiku@town.minobu.lg.jp

第3期身延町子ども・子育て支援事業計画 パブリックコメント結果・修正

■受付意見数

67名から51件の意見がありました。

ご意見をいただきました皆様には貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

■意見の内容及び意見に対する町の考え方

該当のページ・項目は全て以下のとおりになります。

◆ページ：56ページ

◆項目：【主な取り組み】No.14フッ化物塗布・フッ化物洗口

	意見
1	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるのが望ましいと思う。学校という場の中で、児童生徒の学校生活の中で集団を対象として行うべきものではないと考える。事業計画の主な取り組みの中から、学校での集団フッ化物洗口はしないでいただきたい。
2	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。
3	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。学校において実施しないことを明記していただくことを要望する。
4	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。学校を通さずに、保護者の責任において実施するよう要望する。
5	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものだと思う。学校で集団を対象に行うべきものではないので、学校は、事業に携わらないことを要望する。
6	虫歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において行われるべきであると思う。学校で集団を対象として行うべきものではないものだと思う。学校を通さずに実施すべきと考える。
7	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものだと思う。学校で集団を対象に行うことについて一考いただければ幸い。
8	フッ化物の利用は、保護者の責任において個別に行われるべき。学校で集団を対象に行うものではない。また、職員の負担が大いに増える。学校を通さず、実施するよう要望する。
9	フッ化物洗口は、歯科医師の指示のもと、保護者の責任で個別に行われるべきもので、学校で集団として行うことには強く反対する。学校において実施しない旨を明記していただきたい。また家庭で行う場合でも、教職員が担う業務の適正化を考え、職務以外の業務を行わなくていいように、学校を通さずに実施していただきたい。
10	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるのが望ましい。そのため、学校は事業に携わらない形での実施を求める。また、事業計画の主な取り組みの中から、学校という集団の場でのフッ化物洗口はしないでいただきたい。
11	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、個人が保護者の責任のもと行うのが望ましい。学校という場の中で希望児童生徒に対する集団フッ化物洗口事業は、行わないでいただきたい。また、事業計画の主な取り組みの中に、集団フッ化物洗口を入れるのであれば、学校では実施しないことを明記していただきたい。
12	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別（各家庭）に行うべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではない。学校で行うべきことと家庭が行うべきことを明確に分けるべきである。
13	むし歯予防としてのフッ化物洗口には反対。なぜならば、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものであり、学校で集団を対象に行うべきものではないと考える。もし、実施するのであれば、学校を通さずに実施するよう対処をお願いする。
14	コロナ禍以前のような学校での集団フッ化物洗口には反対。歯科医師の指導と保護者の責任のもと個別で行われるべきものであり、学校を通さずに実施することを要望する。
15	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において、個別に行われるべきもので、学校で集団を対象として行うべきものではないと考える。学校において実施しないことを要望する。また、教職員多忙解消の観点からも、フッ化物洗口の業務は教育活動以外の業務と考えられるので、学校・教職員が、フッ化物洗口業務には携わらないことを要望する。
16	小中学校でのフッ化物洗口継続実施に反対。歯科保健は健康づくりに重要だと思うが、歯科医師の指示の下、各家庭で行うべきものであり、学校で集団を対象に実施するべきものではない。学校や教職員が担う業務ではなく、教職員の多忙化解消の観点からも、学校を通さずに実施するよう要望する。
17	集団フッ化物洗口には反対。歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきであり、学校が担う業務であるか疑問に感じている。フッ化物歯面塗布は歯科医師や歯科衛生士が実施するむし歯予防手段としての医療行為である。学校において実施しないことを明記していただくことを要望する。

	意見
18	<p>集団フッ化物洗口には反対。 本来、集団フッ化物洗口は学校で行うものではなく、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものであると考える。 そのため、事業内容について、フッ化物洗口を学校で行うということを明記しないでいただきたい。</p>
19	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきものとする。 歯科医師や歯科衛生士等の専門家がするような行為を学校教育の中で教職員が行うことに不安がある。 万が一、濃度を間違ってしまうことがあったら、責任を負えない。 そのような理由から、学校においてフッ化物洗口を実施しないことを明記していただくことを要望する。</p>
20	<p>むし歯予防としてのフッ化物利用は、保護者の責任で個別に行われるべきものであり、学校で行うべきものではないと考える。 また、教員の多忙化解消の観点からも、学校を通さず実施すべきだと思う。</p>
21	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において行うべきものであると考える。 なので、学校において集団で行うことには強く反対する。 また、学校は教育の場である。 「薬を用いてのむし歯予防」は学校教育ではない。 教職員の範疇ではない。 学校において、集団フッ化物洗口を行うことなく、町の歯科保健対策が進められるような事業をお願いしたい。</p>
22	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと思う。 より安全に実施するためにも教職員の多忙化解消の観点から学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し、保護者の責任のもとかかりつけ医等で実施するよう要望する。</p>
23	<p>フッ化物の塗布・洗口は、保護者の責任において、歯科医師の指示のもと個別に行われるべきものである。 また、学校では歯みがき指導や食育などの保健教育で歯と口の健康づくりを行うことが基本である。 新型コロナだけでなくその他の感染症も流行が続く中、集団でのフッ化物洗口には反対する。 学校に教育活動以外の業務を入れないという観点からも学校でのフッ化物洗口は実施しないよう要望する。</p>
24	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は家庭で行う場合についても、教職員の多忙化解消の観点から学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し学校での仕事以外の業務を入れないよう、学校を通さずに実施するよう要望する。</p>
25	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は家庭で行う場合においても、教職員の多忙化解消の観点から学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し学校での仕事以外の業務を入れないよう、学校を通さずに実施するよう要望する。 全て、保護者の責任において行われるべきものだと思う。</p>
26	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は学校を通さず、家庭の責任で個々で行うべきことであると思う。 教職員の多忙化解消の観点からも学校での仕事以外の業務を入れるべきではない。</p>
27	<p>教職員の多忙化解消の観点からも、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し、学校での仕事以外の業務を入れないよう、むし歯予防としてのフッ化物の利用は、学校を通さずに実施するよう要望する。</p>
28	<p>「関係機関」には小中学校が含まれると思う。 しかし、学校における取組としては、日々の歯磨き指導などの保健教育によって取り組むべきであり、教職員による集団でのフッ化物洗口の実施には反対。 また、教職員の多忙化解消の観点からも、フッ素洗口を業務として加えるべきではないと考える。 よって、『学校において実施しない』という文章を明記していただくことを強く要望する。</p>
29	<p>「関係機関」には小中学校が含まれると思う。 しかし、学校における取組としては、日々の歯磨き指導などの保健教育によって取り組むべきであり、教職員による集団でのフッ化物洗口の実施には、事故発生により子どもたちの健康を損なうリスクがある。 また、その際の責任が教職員におしつけられる危険性もある。 よって、『学校において実施しない』という文章を明記していただくことを強く要望する。</p>
30	<p>現在、学校では「歯と口の健康づくり」として、歯磨き指導や日々の保健指導、食育等の場面で養護教諭や栄養教諭が中心となり、全職員が精力的に取り組んでいる。 このような状況の中で、これらの今までの指導に加えて、集団フッ化物洗口の業務まで加わってしまうと、学校教職員は業務過多で非常に苦しい状況となってしまう。 フッ化物洗口は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべき物だと考える。 そのため、私は学校における集団フッ化物洗口には、強く反対する。</p>
31	<p>むし歯予防としてのフッ化物の利用は、教職員の多忙化解消の観点から学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し学校での仕事以外の業務を入れないよう、学校を通さずに実施するよう要望する。 また、資料にも学校では実施しないことを明記していただきたい。</p>
32	<p>学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、学校での集団フッ化物洗口には反対する。 学校において実施しないことを明記していただくことを要望する。</p>
33	<p>学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、学校での集団フッ化物洗口には反対する。 学校において実施しないことを明記していただくことを要望する。 むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考える。</p>
34	<p>学校における「歯と口の健康づくり」は、日々の歯磨き指導や食育などの保健教育で培っていくものであり、それが、生涯における歯と口の健康づくりにつながっていくものだと思う。 なので、学校での集団フッ化物洗口には反対する。</p>
35	<p>学校という場で、児童生徒の学校生活の中で集団を対象として行うべきものではないと強く考える。 事業計画の主な取り組みの中から、学校という集団の場でのフッ化物洗口はしないいただきたい。</p>
36	<p>学校教育の中で、フッ化物洗口を実施することに反対する。 歯科医指示のもと、保護者の責任で行われるべきだと思う。</p>
37	<p>事業内容に、学校における集団フッ化物洗口はしないことを明記してもらいたい。</p>

	意見
38	フッ化物洗口の実施はぜひ学校では業務負担になるため行わないでいただきたいと考える。 休み時間に集団で行うことに大きな負担を伴う。
39	学校では、歯みがき指導を9年間かけて行っている。 これは健康な歯を守ることで心身の健康を維持し、豊かな学びを実現していくために必要だからである。 一方、むし歯予防として行うフッ化物の利用については、P56のNo.14にも示されているように、町内関係機関で希望者は行うことができている。 学校教育という視点からも、果たすべき役割は何なのかをしっかりと考えて進めていくべきだと思う。 学校現場において、フッ化物洗口を実施するのは、役割から逸脱していると考えられる。
40	薬は保護者の管理下で使用するものなので、保育園や学校でフッ化物などの薬剤を使用することは望ましくないと思う。 学校などの集団の場合は安全な場所であればならない。 大勢の子どもたちを一斉に薬を使って安全に洗口することは、細心の注意を払わなくてはならない。 集団の場合は感染症などが流行するので、感染拡大を防ぐためにも、フッ化物洗口は家庭で行うことが、効果の面でも1番良いと思う。
41	反対である。 職員の勤務時間の管理がずさんになる可能性あり。 現状、休憩時間がないことを承知しているのか。
42	むし歯予防にフッ化物洗口が効果があると言われていますが、薬剤を使用する場合は、やはり保護者の管理下で行うことが望ましいと思う。 学校では、感染症などが流行すると洗口を見合わせる状況があるなら、家庭で必ず就寝前に行うよう保護者の管理のもと行った方が効果があると思う。
43	学校における集団フッ化物洗口に反対する。 理由の以下二つ。 一つ目は、万が一、児童に事故があった際に責任を負いかねるということ。 児童の命を守ることは、我々教職員にとって大前提である。 少しでもその危険性があるのであれば、控えるべきだという考え。 二つ目は、教職員の負担感である。 教職員の本分は、子ども達を教育することである。 学校における集団フッ化物洗口は、教育活動ではないと考える。 以上の二点の理由から、私は、学校における集団フッ化物洗口に反対する。
44	「町内関係機関の協力を得て年長児及び小中学校希望児童生徒にフッ化物洗口をしています」との記載があるが、フッ化物洗口をしていると誤解してしまう可能性が出てくるかと思う。 県の歯科医師会では、学校におけるフッ化物洗口はしないとされているそうだが、事業計画に記載されると、読み手の捉え方によっては学校で集団フッ化物洗口をしていると誤解されてしまう可能性がある。 むし歯予防としてのフッ化物の利用は、保護者の責任において各家庭で行っていただきたい。 薬剤の保管、洗口液の調剤・管理、洗口の実施等が学校職員に一任され、実施上の安全性が確保されないなかで、学校職員が通常以外の仕事を行うことがないようにお願いしたい。
45	「小中学校希望児童生徒にフッ化物洗口をしています。」とあるが、学校では集団フッ化物洗口の取り組みを今後実施しないという認識なので、文面が気になる。 学校は医療機関ではない。 歯と口の健康づくりに対して、歯磨きの仕方、生活習慣などの保健教育を行うのが学校の役割だと思う。 子ども達が生涯にわたって自分で自分の健康を守る力を身につけるためには、薬の配布ではなく、知識の定着や実践に移す力をつける教育が必要だと思う。 ぜひ、今後も子育て支援課の方々とお互いの考えをすりあわせ、適切な役割分担をしながら連携し、子ども達の健康を守っていきたい。
46	子育て支援に対する手厚い事業は毎度ありがたく、素晴らしい内容と感じる。 しかし、その中でP56・No.14フッ化物塗布・フッ化物洗口においては、歯科医師指示のもと、保護者の責任において、個別に行われるべきものである事が原則であるので、安易に学校に下ろしてくるべきものではない。 又学校で受けられるものであると誤解されるような表記は避けて頂き、子どもたちのすこやかな成長を応援していただきたい。
47	用法・用量等に厳しい制限がある薬品を、専門の設備のない施設（学校）で、担当者（養護教諭）がその都度調製して使用するの大きな負担である。 また実際に洗口する場合も、担任等の教職員が直接指導監督しながらいねいに実施し、準備・片づけ・容器の管理等、洗口の30秒間の前後に多くの時間と安全確保を要する。 また、希望者のみの実施だとしても、準備・片づけを含む所要時間のあいだ、他の児童生徒はどうするのか、という課題もある。 よって「学校を利用しての集団実施」に反対する。
48	むし歯予防としてのフッ化物の利用は、歯科医師指示のもと、保護者の責任において、個別に行われるべきもので、学校で集団を対象として行うべきものではないと考える。 学校は豊かな学びを保障する場である。 また、どこの学校でもいじめや不登校等、多様で複雑な課題と向き合っている。 子どもたちのSOSを見逃さないために、心のケアのために教職員がおちついて穏やかに子どもたちと向き合えることが大切である。 教職員の多忙化が深刻化な社会問題となっており教職が担う業務の精選が行われている中、業務を増やさないことを要望する。 教職員の本務に専念し、学校での歯科保健対策は、はみがき指導や食育などの保健教育を行っていく。 また、フッ化物洗口を家庭で実施する場合も、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を重視し、学校を通さずに実施することを望む。
49	「集団フッ化物洗口」がむし歯の予防に役立つという見解がうたわれているが、「フッ化物洗口が役に立たない。」または「害がある。」とする研究者もいる。 効果に期待をするならば個人の判断で保護者の選択により個々に実施することが望ましいと考える。 また、薬をうめたうがい液を配布したり、洗口を実施したり、用具を清潔に保ち管理することも、多忙な学校現場にとっては大きな負担となる。 過去に行われていた集団での予防接種が各家庭にまかされているようにフッ化物洗口によるむし歯予防も、各家庭、保護者にまかせ、学校現場での一斉での実施は行わないことを希望する。

意見	
50	<p>町内の中学生のむし歯の一人当たりの本数は、昭和の状況から減少傾向にある。特に、コロナ禍で町内小中学校での集団フッ化物洗口を未実施であってもその傾向は変わらず、現状からむし歯予防としてのフッ化物の利用は、心身や家庭に課題がある多数むし歯保有者に対して個別に介入を行う対策として重点化が求められていると思う。そこで、むし歯予防を目的とするフッ化物利用は、対象者を選定し限定的に、歯科医師指示のもと、保護者の責任において、個別に行われるべきもので、学校で集団を対象に行うべきものではないと考える。</p> <p>また、学校では、様々な課題を抱える子どもにいていねいに向き合うためにも、教職員が担う業務としての集団フッ化物洗口は、他市町村の学校に比べ、子供の安全確保の危うさと同時に、教職員の業務負担を大きくしており喫緊の課題の教職員の働き方改革に逆行している。以上のことを熟慮すると、今後の取り組みとして、学校での集団フッ化物洗口は終了し、行政が直接個別に介入する歯科保健対策に変更する時期であり、新たな対策の企画・実施を願う。</p>
51	<p>随分前になるが、2012年11月に日消連と主婦連合が、全国の都道府県知事をはじめ保健・教育関係機関に、学校や保育園、幼稚園での集団フッ化物洗口の中止を訴える要望書を出したということを知った。</p> <p>理由は次の3点だそうだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療用医薬品を用いて行われるのは、医療行為であり、フッ素洗口を推進してきた米国歯科医師連盟（ADA）ですら「6歳未満の子どもに勧められない」と指摘し、国際的にみても強制力の働く学校で一律全員対象に行う必要性はなく、有害である医療行為を行う意味がないこと。 2. 安価な試薬を歯科医師の裁量により使用を許しており、薬事法違反の疑いがあり歯科医師による「薬剤の処方」の法的根拠も不明であること。 3. 自己決定権の侵害とインフォームド・コンセント（説明と同意）の原則に反することなど、子ども達の健康を守るため看過しがたい重大な人権侵害行為であるから。 <p>本町の取り組みは「学校で一律全員対象に行う」わけではないので、1と3には当たらないと思う。しかし、基本的に、家庭がその判断と責任で、十分な安全が確保された歯科医院で、医師の管理のもと行うことが望ましいものを、慌ただし学校生活の中に持ち込むことには無理があると思う。</p>

意見に対する町の考え方（対応）	
<p>いただいたご意見を基に修正し、身延町子ども・子育て会議にて審議をしていただきました。その結果、次のとおり修正いたしました。</p> <p>「町内関係機関の協力を得て年長児及び小中学校希望児童生徒にフッ化物洗口をしています。」を「年長児及び小中学校児童生徒においては、十分に配慮したうえで希望する者に対してフッ化物洗口を行います。」に修正します。</p> <p>【担当課：子育て支援課】</p>	